

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月30日



瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第25号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

第1条 瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
市長印	<省略>					市長印	<省略>				
		古印体	5×5	民本帳一並に別住証書及び留一専用 住基台カード通知下び特永者明及在カード用	市民課長及び支所長			古印体	5×5	民本帳一並に別住証書及び留一専用 住基台カードび特永者明及在カード用	市民課長及び支所長
<省略>						<省略>					

第2条 瀬戸市公印規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の類	形式	書体	寸法	用途	管理者	公印の類	形式	書体	寸法	用途	管理者
市長印	<省略>					市長印	<省略>				
	瀬戸市 長印	古印体	5×5	基本帳一、知一人号二並に別住証書び留一専用 住基台カド通カド個番カド下び特永者明及在カド用	市民課長及び支所長		瀬戸市 長印	古印体	5×5	基本帳一、知一並に別住証書び留一専用 住基台カド通カド下び特永者明及在カド用	市民課長及び支所長
<省略>						<省略>					

附 則

この規則中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。